

北秋農080031-1
令和6年8月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北秋田市長 津谷 永光

市町村名 (市町村コード)	北秋田市 (05132)
地域名 (地域内農業集落名)	栄 (田沢、大沢、李岱、小摩当、摩当、太田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の認定農業者は50代以下が3名、60代が2名、70代以上が10名と高齢化が進むと共に担い手不足が深刻化してきており、新たな担い手の掘り起こしが喫緊の課題となっている。また、担い手不足による遊休農地の増加が懸念されることから、沢田や林地に近い条件不利地は保全管理等を行い条件の良い農地を確実に耕作していく計画と地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築や、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

認定農業者: 15人(30代1人、50代2人、60代2人、70代以上10人)

団体経営体: 4法人、2集落営農組織

主な作物: 水稻、枝豆、大豆、そば

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域で作付のある枝豆、大豆、そば、にんにく、じゃがいも等について作付転換の取組を段階的に進めるほか、農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るべくスマート農業技術の導入を進める。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、地域農業を担う者への農地の集約化に配慮しつつ、農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	336 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	336 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	67 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間及び林地に隣接する条件不利地で耕作に不便な農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、地域農業を担う者への農地集積及び集約を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、地域農業を担う者の経営意向を勘案しつつ、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業や農地集積加速化基盤整備事業等を活用し、条件の整った地域から順次、農用地の大区画化・汎用化等を実施する計画を立てる。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を受け入れ、栽培技術の指導や農業用機械の貸し出しなどで支援し、新規就農者でも定着しやすい環境づくりを行う。

スマート農業技術やデジタル技術の導入により省力化や効率化を進め農業に対するマイナスイメージの払拭を目指す。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で作業受託を行う事業体へ農作業の一部を委託することで、農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制づくりを行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①近年多発する熊・イノシシ・等の被害に対し、市と連携しつつ被害防止に努める。
- ②高騰する肥料価格に対応するため、有機農業や減農薬・減肥料の情報収集を行い理解を深める。
- ③スマート農業技術やデジタル技術の導入により、農作業の負担軽減や効率的な農業経営を目指し、農業に対するマイナスイメージの払拭や労働力不足対策を進める。
- ④新たな市場の開拓に向け輸出米等の取組を推進する。
- ⑤地球環境に配慮した持続可能な農業経営実現のために、省エネルギー・カーボンニュートラルの設備・資材の導入を推進する。
- ⑥林地との間及び林地に隣接する条件不利地で耕作に不便な農地や、すでに山林・原野化が進んでいる農地は保全・管理等を行う農地とし、非農地化を含め検討する。